

## 日本生体医工学会東海支部規約

昭和 40 年 1 月 15 日規定

昭和 60 年 4 月 17 日改正

平成 18 年 10 月 14 日改正

平成 22 年 10 月 16 日改正

### 総 則

- 第1条 この支部は、日本生体医工学会東海支部という。
- 第2条 この支部は、日本生体医工学会定款第 3 条の規定によって設置する。
- 第3条 この支部は、日本生体医工学会支部通則に規定されたことのほかは、この支部規約によって運営する。
- 第4条 この支部は、当分の間事務局を名古屋市昭和区御器所町 名古屋工業大学大学院岩田彰研究室におく。
- 第5条 この支部は、日本生体医工学会定款第 4 条に規定された目的を達成するため、東海地方において次の事業を行う。
- イ. 研究会、講演会、講習会または、見学会などの開催
  - ロ. 関連諸学会及び協会などとの協力
  - ハ. その他この支部の目的を達成するために必要な事業

### 会 員

- 第 6 条 この支部は、東海地方に在住する日本生体医工学会の会員を会員とする。

### 役 員

- 第 7 条 この支部に次の役員をおく。
- イ. 支部長 1 名
  - ロ. 副支部長 若干名
  - ハ. 支部理事 若干名
  - ニ. 支部評議員 若干名
  - ホ. 支部幹事 若干名
  - ヘ. 支部顧問 若干名
- 第8条 支部長は、支部評議員の中から支部理事会が推薦し、支部評議員会及び支部総会の承認を経て選任する。
- 2. 支部長は、この支部を総括する。
- 第 9 条 副支部長は、支部評議員の中から支部長が委嘱する。
- 2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故のあったときは、その職務を代行する。
- 第 10 条 支部理事は、支部評議員の中から支部長が委嘱する。
- 2. 支部理事は、支部理事会を組織し、この支部の業務を議決し、執行する。

第 11 条 支部評議員は、この支部の会員の中から支部長が委嘱する。

2. 支部評議員は、支部評議員会を組織し、支部長の諮問に応じてこの支部の運営に関する重要事項を審議する。

第 12 条 支部幹事は、支部評議員の中から支部長が委嘱する。

2. 支部幹事は、支部幹事会を組織し、この支部の業務を分掌する。
3. 連絡担当幹事は、支部幹事の中から支部長が委嘱する。

第 13 条 役員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

#### 会 計

第 14 条 この支部の経費は、日本生体医工学会の支部費をもって支弁する。

第 15 条 この支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 会 議

第 16 条 支部理事会及び支部評議員会並びに支部幹事会は、支部長が、その必要を認めたとときに召集する。

2. 本条の会議における議長は、支部長または支部長が指名した者とする。

第 17 条 支部総会は、会員をもって構成する。

2. 支部総会は、支部長が召集する。
3. 支部総会の議長は、支部長とする。

第 18 条 次の事項は、支部総会の承認を受けなければならない。

- イ. 事業報告及び収支決算
- ロ. 事業計画及び収支予算
- ハ. 役員の選任
- ニ. 規約の変更
- ホ. その他この支部の運営に関する重要事項

第 19 条 この規約は支部理事会の 3 分の 2 以上の議決と本会理事会の認可を経なければ、変更することができない。

付則 この規約は平成 22 年 10 月 16 日に制定し、本部理事会承認後に発効する。